

○厚生労働省令第四十九号
介護保険法（平成九年法律第二百三十三号）第百十五條の二十九第一項の規定に基づき、介護保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十一年三月二十七日
厚生労働大臣 舛添 要一

介護保険法施行規則の一部を改正する省令

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第百四十條の二十九中（指定居宅サービス等基準第百五條の二に規定する指定療養通所介護を除く。別表第二において同じ。）を削り、短期入所療養介護の下に（第十四條第四号に掲げる診療所に係るものを除く。別表第二において同じ。）を加え、養護老人ホーム及び適合高齢者専用賃貸住宅に係るもの並びに指定居宅サービス等基準第百九十二條の二に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を「養護老人ホームに係るもの」に改め、特定福祉用具販売の下に、夜間対応型訪問介護を「認知症対応型通所介護」の下に、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護を加え、地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム及び適合高齢者専用賃貸住宅に係るもの）を「地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るもの）に改め、介護予防短期入所療養介護の下に（第二十二條の十四第四号に掲げる診療所に係るものを除く。別表第二において同じ。）を加え、養護老人ホーム及び適合高齢者専用賃貸住宅に係るもの並びに指定介護予防サービス等基準第百五十三條に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を「養護老人ホームに係るもの」に、及び介護予防認知症対応型通所介護を「介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護（以下この条において「訪問看護等」という。）のうち、法第七十一條第一項本文の規定により居宅サービスに係る法第四十一條第一項本文の指定があつたものとみなされた病院等、法第七十二條第一項本文の規定により居宅サービスに係る法第四十一條第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設若しくは介護療養型医療施設、又は法第百十五條の十において準用する法第七十一條第一項本文及び第七十二條第一項本文の規定により、介護予防サービスに係る法第五十三條第一項本文の指定があつたものとみなされた病院等、介護老人保健施設若しくは介護療養型医療施設であつて、指定があつたものとみなされた日から起算して一年を経過しない者によって行われる訪問看護等については、法第百十五條の二十九第一項の厚生労働省令で定めるサービスとしない。

第百四十條の三十第一号イ中「訪問介護」の下に、「夜間対応型訪問介護」を加え、同号ハ中「訪問看護」の下に、「指定居宅サービス等基準第百五條の二に規定する指定療養通所介護（以下この号及び別表第二において「指定療養通所介護」という。）を加え、同号ホ中「通所介護」の下に（指定療養通所介護を除く。）、指定療養通所介護」を加え、同号ヘ中「通所リハビリテーション」の下に「指定療養通所介護」を加え、同号及及びルを次のように改める。

又 有料老人ホームにおいて提供される特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等基準第百九十二條の二に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下この号及び別表第二において同じ。）を除く。）、有料老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護、有料老人ホームにおいて提供される地域密着型特定施設入居者生活介護、有料老人ホームにおいて提供される介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等基準第百五十三條に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下この号及び別表第二において同じ。）を除く。）、有料老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護

ル 軽費老人ホームにおいて提供される特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、軽費老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護、軽費老人ホームにおいて提供される地域密着型特定施設入居者生活介護、軽費老人ホームにおいて提供される介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）、軽費老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護

第百四十條の三十第一号ヲを「ト」とし、同号ルの次に次のように加える。

ㄱ 適合高齢者専用賃貸住宅において提供される特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、適合高齢者専用賃貸住宅において提供される外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護、適合高齢者専用賃貸住宅において提供される地域密着型特定施設入居者生活介護、適合高齢者専用賃貸住宅において提供される介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）、適合高齢者専用賃貸住宅において提供される外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護

第百四十條の三十第一号に次のように加える。

カ 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

キ 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

第百四十條の三十七第一号中「二名」を「一名」に改める。

別表第一第二号ニ中「又は指定若しくは許可を受けた年月日」を「及び指定若しくは許可を受けた年月日」に改め、同表第三号中「従事者」を「従業者」に改める。

別表第二第一項第二号ロ中「訪問介護」の下に、「夜間対応型訪問介護」を「介護予防訪問介護」の下に（4）については夜間対応型訪問介護を除く。）を加え、同号ニを次のように改める。

- 二 訪問看護、指定療養通所介護及び介護予防訪問看護（1）、（3）、（5）、（7）、（9）、（11）、（14）及び（15）については指定療養通所介護に限り、（4）、（6）、（8）、（10）、（12）、（13）及び（17）については指定療養通所介護を除く。）
- (1) 身体的拘束等の排除のための取組の状況
 - (2) 機能訓練の実施及び品質の確保のための取組の状況
 - (3) 計画的な機能訓練の実施の状況
 - (4) 利用者の家族の心身の状況の把握及び看護方法、介護方法等に関する助言等の実施の状況
 - (5) 利用者の家族等との連携、交流等のための取組の状況
 - (6) 療養生活の支援の実施の状況
 - (7) 入浴、排せつ、食事等の介助の質の確保のための取組の状況
 - (8) 服薬の管理についての指導等の実施の状況
 - (9) 健康管理のための取組の状況
 - (10) 利用者等の悩み、不安等に対する看護の質の確保のための取組の状況
 - (11) 安全な送迎のための取組の状況
 - (12) 医療処置のための質の確保の取組の状況
 - (13) 病状の悪化の予防のための取組の状況
 - (14) レクリエーションの実施に関する取組の状況
 - (15) 施設、設備等の安全性、利便性等への配慮の状況
 - (16) 病状の急変に対応するための取組の状況
 - (17) 在宅におけるターミナルケアの質の確保のための取組の状況

別表第二第一項第二号ヘ中「介護予防認知症対応型通所介護」の下に（9）については指定療養通所介護に限る。）を加え、同号ヘに次のように加える。

(9) 病状の急変に対応するための取組の状況